

スペシャリストに聞く 税・ビジネス

個人や法人も知って納得、税やビジネスのこと。

File 02 節税



経費を計上することで節税することが可能だと思うけど、何をどこまで計上できるのだろうか？

ATO (Australian Taxation Office / オーストラリア国税庁) は、IT技術の進歩の助けにより、コンピューターによるデータ解析から過少申告、経費計上の額を分析して監査へと繋げており、年々チェックの厳しさは増えています。

ATO は、同じ職業で収入レベルがさほど変わらないはずなのに、経費がやたらと多い場合にチェックをする傾向があり、経費について雇用者と連絡を取ることがあります。これはどういうことかという、そのスタッフが本当にその経費を使う必要があったのか、使ったかということをチェックします。例えば、「出張で日本に行った」からと「出張代」ということで経費計上します。ATO が雇用者に確認を入れ、雇用者が「出張など指示してない」ということになるとアウトということになります。

では、代表的な経費計上項目と共に、それに付随する遵守事項をみていきましょう。誌面のスペースの関係上、全てをご紹介できないことをご了承ください。

まずは【3大原則】は以下となります。

- 仕事関連の経費の場合、300ドルを超える経費計上には全ての領収書の保管が必要（一部例外あり）
- 仕事に関連した経費以外の経費計上は1ドルから領収書の保管が必要
- 私用（収入とは関係ない）目的でも使う際はパーセントで按分することで経費計上

また、これに加えて一部の経費については、それに付随する利用記録が必要となります。この記録はデータ（エクセルデータ）でも記述のノートでもなんでも構いません。また、日本で購入したものでも経費計上可能です。

【代表的な経費計上項目】

- 自家用車費用（通勤に関する交通費、車代は経費計上できません）
条件：配達など会社に着いてから自分の車を使ってどこかに行かなくてはならない、研修への参加、仕事掛け持ちの場合の2つの職場間の移動、会社に保管場所がなく大きな機材を運ぶ必要がある場合（基準は重さ30キロ）。
項目：車本体、ガソリン、修理・点検、清掃、レジストレーション、保険、駐車代、Toll代、または1キロあたりのATOの指定金額での簡易計算。
付随する記録：仕事での運転記録

■ 出張

条件：仕事での出張、研修参加のための出張。雇用者が容認、指示していることが好ましい。

項目：宿泊代、旅費、出張中の食事（アルコール抜き）。

付随する記録：6泊以上の国内出張は記録が必要。海外出張は1泊から記録が必要。

■ ロゴ付ユニフォーム、(シェフなどの)職業で決まったユニフォーム

条件：ロゴが付いている。インダストリー指定、公認。レストランで働く黒いズボンやスーツは経費計上不可。

項目：ユニフォーム代、洗濯代、ドライクリーニング。

■ 携帯電話、インターネット

条件：仕事で使う。雇用者が容認、指示していることが好ましい。

項目：月々の携帯、インターネット代の仕事用%。

付随する記録：通話記録、ダウンロード記録。実際、「そこまで?!」という感じがしますが、このように無茶を言うことで経費計上を制限させていただきます。

■ 自宅の電気代、レントは通常不可

条件：自宅で仕事をする。雇用者が容認、指示していることが好ましい。

項目：電気代の仕事用%、または1時間あたりのATO指定金額での簡易計上。

付随する記録：最低4週間の自宅での仕事の記録

他に、オーストラリアの認定団体への募金、会計士費用、文房具、仕事に直結する勉強、学校、セミナー費用、購読費用、本、メンバーシップ代、軽食、失業保険（生命保険は不可）、郵便代、コンピューター、道具、機械など仕事用なら原理原則を満たしている限り経費計上が可能です。ただし、接待、お客様とのミーティングに伴う食事は経費計上できません。

賀谷祥平 Shohei Kaya

豪州公認会計士、豪州登録税理士、米国公認会計士。上智大学経済学部、James Cook University MBA、University of New England 会計大学院、卒業。Ezy Tax Solutions Pty Ltd 代表取締役。また、2001年、騎手を志し豪州の競馬学校に入学。2003年、ニューサウスウェールズ州Coffs Harbour競馬場にて騎手デビュー。現在は、クイーンズランド州北部の競馬場で騎乗。

